

FAQ : 日本輸出入者標準コードと法人番号との紐づけ《無料》について

※ 登録作業に関する技術的な参考事項（詳細はジャストプロにお尋ねください。）

（問1）法人番号登録申請書の担当者名と押印は、会社の責任者や社印である必要があるのか。

（問2）法人番号登録申請書をFAXしたが、届いているか確認したい。

（問3）国税庁から通知があるとされる「法人番号指定通知書」が届いていない（あるいは、届いたが紛失してしまった。）。登録申請はどのようにしたら良いのか。

（問4）国税庁からの「法人番号指定通知書」が届いておらず、自社の法人番号がわからないのですが、どうしたら良いのでしょうか。

登録作業に関する技術的な事項のご照会は、実際の作業を担うジャストプロに問合せを
いただきたいと思います。これまでにご照会が多かった事項は以下のとおりです。

（問1）法人番号登録申請書の担当者名と押印は、会社の責任者や社印である必要があるのか。

（答え）法人番号登録申請書の担当者名と押印は、会社の代表者や実印である必要はありません、ご担当者のお名前と社印・角印あるいは担当者の認印で構いません。

JASTPRO コード取得の際は、申込書に代表者名を記名し「実印」（法務局に届け出た印鑑）を押印のうえ印鑑証明書の提出をお願いしています。これによりお客様の存在確認とご自身による申込みであることを確認しています。今回のご案内は、先のコード取得に際して登録された会社名・住所にご連絡を差し上げておりますので、案内を受領されての紐づけ登録においては、あらためて会社の存在確認等は不要と考えております。法人番号登録申請書に記載いただく担当者名等は、お送りいただいた FAX の内容について確認が必要となった場合の連絡先としてお願いしております。

（問2）法人番号登録申請書をFAXしたが、届いているか確認したい。

（答え）FAXでお送りいただいた法人番号登録申請書は内容点検のうえ、JASTPRO コードを管理するシステムに順次登録されます。こうした手続を経て概ね2週間を過ぎますと、ジャストプロのHP上から「WEBからの諸手続き」でご自身のJASTPROコードを照会していただきますと、適切に登録されていれば法人番号を確認することができます。

（なお、どうしても早急に確認する必要がある場合には、ジャストプロにお尋ねください。）

(問3) 国税庁から通知があるとされる「法人番号指定通知書」が届いていない(あるいは、届いたが紛失してしまった。)。登録申請はどのようにしたら良いのか。

(答え) FAXでの送付をお願いしています法人番号登録申請書は、「法人番号指定通知書」の写しを添付いただくことを前提に、機械的に法人番号を読み取ることで間違のない効率的な登録作業が実施できる仕組みを作っております。従いまして、法人番号の正確な登録を実現するためには、極力「法人番号指定通知書」の写しをお使いいただくようお願いしております。

しかしながら、どうしても「法人番号指定通知書」が届かない、見つからない場合には、国税庁法人番号公表サイト(※)における検索結果の情報で代替いただく方法についてもご案内しています。ただし、これからご案内する手順と異なる方法で作業をされた場合は正しく登録できずに後刻改めてご案内をお送りする場合がございますのでご注意ください。

○「法人番号指定通知書」に代替する資料を取得するための手順(①~③)

① まず、国税庁法人番号公表サイト(※)にアクセスしてください。表示されたページの上部にあります『法人番号で法人の商号及び所在地などを調べる』の項目下の「法人番号」入力欄に御社の法人番号13桁を入力し検索ボタンを押下してください(必ず法人番号から検索してください。商号又は名称から検索されますと、登録できない場合があります。)

※：<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

(国税庁HPトップから入る場合、「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」タグ⇒「法人番号について」タグ⇒「法人番号公表サイト」タグで検索ください。)

② 法人番号で検索いただきますと、御社の情報が最新情報として、㊦法人番号、㊧商号又は名称、㊨本店又は主たる事務所の所在地、㊩最終更新年月日などが表示されます。画面の右下にございます【このページを印刷する】をクリックすると、当該情報が印刷されます。

③ A4で印刷された紙を、3つある四角枠の真中の枠(上記②の情報印刷された部分、枠内の左上に「最新情報」と印刷された枠)から下の部分を切り取って、お手元に届いている法人番号登録申請書(ご案内の裏面)の【法人番号指定通知書】(コピー)貼付欄の位置に、法人番号指定通知書の代わりに(上の位置をあわせて)貼り付け、ご案内のFAX番号にお送りください。

(問4) 国税庁からの「法人番号指定通知書」が届いておらず、自社の法人番号がわからないのですが、どうしたら良いのでしょうか。

(答え) 既存の法人の方へは、昨年10月以降、昨年中に登記上の本店所在地に送付されてい

るそうです。「法人番号指定通知書」が届かない場合は、国税庁において個別に対応して
られますので、国税庁・法人番号管理室《電話番号：0120-053-161（フリーダイヤル：
無料）》までご照会ください。

（ご参考）国税庁HPにおける「法人番号に関するFAQ」関連部分は、以下のとおり。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/O3houjinbangoukankei.htm#a21>